

東久留米市広報部プロジェクトチーム Instagram 運用要領

令和8年8月5日

(目的)

第1 この要領は、東久留米市広報部プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が Instagram を市民等への情報提供や市外向けの魅力発信を行う媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) Instagram 無料の写真共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数の利用者と写真や短時間動画を共有するサービスをいう。
- (2) プロジェクトチームインスタグラム：プロジェクトチームが設置・運用するための Instagram をいう。
- (3) アカウント Instagram を利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 Instagram の利用者をいう。
- (5) コメント Instagram の投稿に対して利用者が、意見・アドバイスをを行い、コミュニケーションをはかることをいう。
- (6) いいね！ Instagram の投稿に対して好意的な気持ちを表示することをいう。

(運営主体)

第3 プロジェクトチームインスタグラムの運営主体は東久留米市（以下「市」という。）とし、アカウント名は「khhb.higashikurume」とする。

(運用主体の明示)

第4 市は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウント名を市公式ホームページに明示する。

(公式インスタグラム運用管理者)

第5 プロジェクトチームインスタグラムの活用にあたり、プロジェクトチームインスタグラム運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、企画経営室秘書広報課長をもって充てる。

(公式インスタグラム情報管理者)

第6 プロジェクトチームインスタグラムに掲載するコンテンツを適正に管理するために、プロジェクトチームインスタグラム情報管理者（以下「情報管理者」という。）を置く。

- 2 情報管理者は、プロジェクトチームのリーダーをもって充てる。

- 3 情報管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) コンテンツの作成、更新、削除。
- (2) コンテンツに対する閲覧者からの問い合わせ対応。

(制限事項)

- 第7 他のアカウントに対しコメントは行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等のアカウント又は運用管理者及び情報管理者が必要と認める場合はこの限りではない。
- 2 プロジェクトチームインスタグラムに投稿されたコメントに対して回答は行わない。ただし、運用管理者及び情報管理者が必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 他のアカウントへの高評価及び低評価並びに共有は行わない。ただし、運用管理者及び情報管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

(コメントの非表示及び削除等)

- 第8 情報管理者は、投稿されたコメントが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、予告なく非表示、削除又はアカウントのブロック等の措置を講じることができる。
- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 特定の個人、企業、国、地域等を誹謗中傷するもの。
- (3) 市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害するもの。
- (4) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。
- (5) その他、プロジェクトチームインスタグラムの運用上、不適切と判断されるもの。

(知的財産権)

- 第9 プロジェクトチームインスタグラムに掲載している個々の情報(テキスト、写真、動画等)に関する著作権その他の権利は、市又は原著作等者に帰属する。

(免責事項)

- 第10 市は、プロジェクトチームインスタグラムにおける情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- 2 市は、利用者がプロジェクトチームインスタグラムの情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じた損害について、何ら責任を負わない。
- 3 市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより生じた損害について、何ら責任を負わない。

(ホームページとのリンク)

- 第11 プロジェクトチームインスタグラムに記載するリンクのリンク先は、原則として市ホームページのみとする。ただし、行政機関及び公共的機関等のホームページ又は運用管理者及び情報管理者が必要と認める場合はこの限りではない。

(停止又は削除)

- 第12 市は、運営が困難になった場合、その理由を市ホームページに明記し、プロジェクトチームインスタグラムを速やかに停止または削除するものとする。

(その他)

- 第13 この要領の実施について必要な事項は、企画経営室秘書広報課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年8月5日から施行する。